

成年後見制度利用促進専門家会議 第13回議事録

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

第13回 成年後見制度利用促進専門家会議
議事次第

日 時：令和4年5月18日（水）14:00～16:00

場 所：オンライン会議

1. 開会

2. 議事

- (1) 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について（報告）
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する取組状況等について（報告）
- (3) 第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえたワーキング・グループの設置等について（意見交換）

3. 閉会

○大森委員長 定刻になりましたので、ただいまから第13回の専門家会議を開催いたします。

皆さんも御存じのことですけれども、去る3月25日に第二期の基本計画の閣議決定がなされました。ひとえに委員の皆様方や事務局のスタッフの皆さん方の御努力ではなかったかと思っていますので、私からも御礼申し上げたいと思います。

これを受けまして、本日の会議でございます。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。よろしく願いいたします。

例によりまして、本日もウェブ会議システムを活用しての実施でございます。また、傍聴席は設けずに動画配信システムのライブ配信によって一般公開するという形になっています。よろしく願いいたします。

それでは、最初に山本局長から御挨拶がございます。

○山本社会・援護局長 社会・援護局長の山本でございます。

第13回成年後見制度利用促進専門家会議の開催に当たり、御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中を御出席いただきまして誠にありがとうございます。成年後見制度の利用促進については、令和4年3月25日に第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたところでございます。大森委員長をはじめとする委員の皆様には、令和3年3月から本計画に盛り込むべき事項等について、それぞれのお立場から様々な御意見や御提言をいただきました。改めて御礼を申し上げたいと思います。

厚生労働省としては、関係省庁とともに本計画に基づく成年後見制度を含めた総合的な権利擁護支援の取組を着実に推進し、身寄りのない方や孤独・孤立に置かれている方が増えてきている中で、地域共生社会の実現に向けて尊厳のある本人らしい生活の継続と、地域社会への参加を図ることができるよう、力を尽くしていきたいと考えております。

これから専門家会議の主要な論点は、基本計画の策定から計画の実施へと移っていくこととなります。本日は、厚生労働省、法務省、最高裁判所から取組状況等の報告の後に、総合的な権利擁護支援策に関するものなど、第二期計画に検討事項として盛り込まれた内容を推進するためのワーキング・グループの設置について御意見をいただく予定としています。

委員の皆様には、引き続き第二期計画に掲げられた施策の推進のために一層の御議論をいただきたいと考えております。

皆様の御協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大森委員長 どうもありがとうございます。

それでは、本日の委員の出席状況につきまして事務局から御報告いただきます。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。出席状況の共有をいたします。

参考資料で皆様が御覧いただいているとおりの出欠状況、併せて代理出席となっております。

なお、倉敷市のほうからは今は代理のほうで出席いただいておりますけれども、遅れて伊東委員が出席されるということで伺っております。

以上でございます。

○大森委員長 皆様方のお手元に議事次第がございますので、本日は報告が2件、それから皆さん方の御質疑、御了解いただきたい点が1点ございますので、それに即してお諮り申し上げたいと思います。

それでは、最初に基本計画の策定について御報告がございます。お願いします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。資料を共有いたします。

こちらが、専門家会議で御議論いただきまして、その後に政府のほうで引き取って検討を進めてまいりました基本計画の策定についてということでございます。

段取り的には、3月から専門家会議で御議論を始めていただきまして、12月15日に御意見をいただいた後に、12月22日に第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛り込むべき事項について、公表いたしました。その後に政府にバトンタッチいたしまして、1月21日からパブリックコメントを実施、そしてそれを経て3月に第二期基本計画を閣議決定したという形になっております。

加えて、こちらのほうを共有させていただきます。

こちらがパブリックコメントの状況ということでございまして、合計いたしまして延べ617件の御意見をお寄せいただきました。内容につきましては、こちらも踏まえたような形で閣議決定をしております。この資料に載せていない御意見もございますけれども、これらに関しましては今後の取組を進めていく上での参考とさせていただきたいと思います。改めて、御意見をお寄せいただきました皆様に対して厚く御礼をいたしたいと思います。

加えて、あと1つ共有させていただきます。

こちらになります。閣議決定の後に厚生労働省のほうから全国の都道府県、市町村、民生主管部局長宛てに第二期基本計画の策定についてということで通知を發出しております。この中身には第二期計画のポイントという1ページで御覧いただいているものであったり、市町村の役割、そして都道府県の役割等を整理した上で、それぞれの立場にとってどういった形で第二期計画を進めていっていただきたいのかということ整理したものの通知を發出しているところでございます。

私のほうからの説明は、以上になります。

○大森委員長 ありがとうございます。

議題の2は、利用促進の取組状況についての御報告がございます。厚生労働省と法務省と最高裁判所の順で御報告いただきます。皆さん方の御質問は、その御報告を承った後に

いたしますのでよろしく願いいたします。

それでは、最初に厚生労働省からお願いします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 厚生労働省です。それでは、私のほうから成年後見制度利用促進に係る取組状況の御説明をいたします。資料を共有いたします。

まず、最初が成年後見制度利用促進の体制整備の状況についてでございます。体制整備の取組状況ということで、まずは「中核機関の整備状況」ということになっております。こちらはデータを御覧いただければと思うのですが、体制整備の予定時期ごとに色づけをして並べているものです。御覧のとおり、年度が進むに従いまして中核機関の体制整備は進んでいるということでございます。

なお、御注意いただきたいのは、直近のデータが令和3年10月1日ということで、まだ第二期基本計画が開始される前の状況ということで御理解いただければと思います。

これを踏まえて、全国のメッシュマップを作ってみました。令和2年10月、令和3年10月、そして令和3年10月時点で整備見込みも含めたものということでございます。赤になればなるほど体制整備の割合が増えてきているということなのですが、御覧のとおり、時間がたつにつれまして大分、体制整備の進捗は進んでいるということが見て取れるかと思えます。

次が「市町村計画の策定状況」ということで、中核機関と同様のものをまとめております。あわせて、都道府県の取組状況ですね。どういった取組をしているかということと、あとは市町村に対していわゆる取組を支援するようなことをしているかということをお円グラフで示しております。

こちらなのですが、第二期計画では司法専門職と家庭裁判所を含めた協議会を設置して市町村の取組を後押ししていくという形になっておりますので、今の都道府県の取組をいかに今、申し上げました司法専門職、家庭裁判所の連携を進めていくかということがこれからのポイントになってくるということで考えております。市町村計画のメッシュマップも、先ほど御覧いただいた中核機関と同様の傾向となっているということでございます。

次が「地域連携ネットワークづくりに関する取組について」ということでございます。

こちらは前回の概要をまとめております。全体としては、全ての市町村において地域連携ネットワークをつくるということで取組を進めていくということです。

それで、具体的に大きくカテゴリーを分けまして、上にあります「市町村の体制整備の推進に関する取組」と、「第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組」ということで記載をしております。

主なものは赤でも線をして書いているのですが、市町村、中核機関、都道府県等の自治体向けの体制整備研修であったりとか、市町村・中核機関から体制整備とか困難事案の相談を受ける窓口、これは「K-ねっと」と申しますが、全国社会福祉協議会に設置しているということでございます。

あとは、全国の市町村職員等も含めてなのですけれども、全国を取組状況であったり、あるいは情報交換を行える「ポータルサイト（成年後見はやわかり）」というものをつくっております。こちらが、「市町村の体制整備推進に関する取組」ということです。

下が「第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組」ということで、内容自体は今年度からの本格実施に当たっての事前準備に関するものであったりとか、あるいは第二期計画、昨年度の議論の経緯を踏まえながら取り組んでいったものも含まれているということです。赤字で重要箇所を書いているのですけれども、2番目にあります都道府県の機能強化を図るための研修カリキュラムの作成であったりとか、都道府県の取組を推進するための補助事業、3番目ですけれども、「意思決定支援研修」ですね。これに関連して厚生労働省から研修指導者を養成したりとか、あるいは都道府県が意思決定支援を実施するための補助事業の創設、そして各種意思決定支援ガイドラインに関する考え方の整理など、これも研究事業ですが、今年度から実施いたしますということです。

4つ目は、「市民後見人養成研修カリキュラム」の見直しを行います。

5番目のところですがけれども、成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための留意事項の整理に向けた現状、あるいは未実施の理由把握といったことを進めてまいります。

そして、6番目です。市町村申立て基準及び虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方の通知を発出、こういったことをやっているということです。

幾つか詳細を見てまいりたいと思います。

上に書いているところが今、申しあげました「市町村体制整備の推進に関する取組」なのか、あるいは「第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組」なのかということでカテゴライズしております。こちらのほうは研修事業ということで体制整備ですね。自治体向けのものやっております。御覧のと通りの数字ということで、オンラインでの実施に切り替えたということもありまして、参加数がかかなり多くなっているという形になっていきます。

次はK-ねっとの開設ということで、これは令和2年度から全社協でやっている相談事業なのですけれども、御覧のと通りの形でやっているということで、全社協さんがアドバイザーとか専門相談員を配置しつつ取組をしているという状況で、こちらを御覧いただいても体制整備に関するものが年々増えてきているということで、中核機関ですね。最初に御覧いただきましたけれども、やはり相談としても問合せが増えてきているという状況がここから読み取れるのではないかと考えております。

次が、成年後見はやわかりのポータルサイトの話になります。こちらのほうは、関係者ごとのカテゴリーに分けて各種必要とされる情報を提供するという形で進めております。先ほど申しあげました研修の資料とか動画も掲載いたしまして、研修後も引き続き勉強できるといった形で組んでいるということでもあります。

次が「第二期計画を踏まえた更なる推進」といった形になるのですけれども、まず都道府県の機能強化のカリキュラムということでもあります。昨年度は成年後見制度利用促進、

権利擁護支援に関する活動、そして地域連携ネットワークの強化、こちらのほうの課題を把握して今年度から都道府県が市町村のバックアップということで動いていくのですけれども、都道府県で活動するアドバイザーを養成するための研修プログラムというものをつくっております。それで、研修プログラムを作成しまして、この成果を基に体制整備研修の中で活用していくということです。

アドバイザーに関しましては大きく2カテゴリーあるかということで、1つは権利擁護支援総合アドバイザーということで、御覧のとおり権利擁護に関連する事例に総合的に詳しい専門職を育てていくということで考えております。弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職がこういったことを担われるということをご想定しております。

あとは体制整備アドバイザー、市町村が体制整備をつくるということなのですけれども、そのアドバイザーをするということと、あとは都道府県の担当職員ということでございますが、こういった体制整備のための養成カリキュラムを組んでいくということで考えております。御覧いただいている右下のところですが、都道府県による市町村の支援機能を強化するための補助事業を立てていきますよということです。

次が意思決定支援ということでありまして、令和2年度から3年度にかけて2か年で47都道府県で延べ4,600人を超える方々に受講していただいております。各地の高等裁判所、家庭裁判所からの傍聴受入れといった形でやっております。今年度からは、都道府県等が実施できるようにということで進めていくということです。厚生労働省におきましても、この研修を担える方が広がっていくように研修講師の養成を引き続き進めていきたいと考えております。

こちらが予算関係ということでございますけれども、意思決定支援研修事業ということでございます。今、御覧いただいたことをバックアップするような予算もつけている。厚生労働省がカリキュラムを提供して都道府県が委託、講師依頼とかをして意思決定支援研修を現場に届けていくというような形で進めているということでございます。

次ですが、「成年後見制度利用促進現状調査等事業」ということであります。こちらのほうは意思決定支援のガイドラインなのですけれども、様々なものがありますが、これの共通する理念と考え方を整理した上で進めていくということでありまして、下にございませとおり調査研究事業を進めていこうと考えています。御覧のとおり、ガイドラインの共通事項を整理した上で、意思決定を行う本人、家族の考え方を把握する。あとは、意思決定支援に関与する親族後見人、福祉・司法関係者、意思決定ガイドラインの運用における現状と、どんな形で具体的に動いているのかということで、ガイドラインはガイドラインとして、こういったことを調べながら必要となる考え方、基本的な哲学ですね。ここをまとめていくということで考えているということであります。

次が、「担い手の確保・育成等の推進」ということであります。全国どの地域でも、成年後見制度を含めた権利擁護支援が受けられるということでございます。

2つ大きくありまして、1つが「市民後見人の育成」ということであります。今年度の

老人保健健康増進等事業においてということなのですけれども、既に「市民後見人養成研修カリキュラム」の見直しを行うということと、今、御紹介いたしました意思決定支援や身上保護、こういったことも含めた形での内容を充実させるということを検討することと、併せて市民後見人養成研修修了者の実際の活動も把握して、市民後見人がより活躍してもらうということを検討することによって予定をしています。

あと一つが「法人後見の担い手の育成」ということになります。こちらは「法人後見実施のための研修カリキュラム」の周知を行うということと、あとは法人後見研修の積極的な実施を都道府県に対して働きかけを行うということで、都道府県による法人後見の実施を進めていくことができないかということで取り組んでいく予定としております。

次が「成年後見制度利用支援事業の推進」ということになります。こちらは、成年後見制度を利用する人が制度をできるようにするため適切に進めていくということです。

大きく取組は2つありまして、1つ目が「全国担当課長会議における周知・実施状況の公表」ということでございます。こちらなのですけれども、年度末ですね。昨年度末の全国担当課長会議で未実施の市町村に対しては事業を実施する。現に実施している市町村に対しては、市町村申立てだけではなく本人とか親族からの申立ても対象とするということで、広く低所得者を対象とする要件を設定することについて周知を行っているということです。あとは、市町村の現行の申立て費用、報酬に関する助成制度の状況をウェブにおいても公表するといった取組を行っております。

あと一つが「調査研究の実施」ということでございます。こちらは、老人保健健康増進等事業ということです。今年度の事業になるのですけれども、こちらによりましてこの利用支援事業の実施状況、あるいは未実施の理由を把握して、その実態を把握した上で適切な実施につなげるための留意事項というものを整理して市町村の取組を後押ししていこうということで進めていくことを考えております。

次が「市町村長申立ての適切な実施」ということになります。こちらにも、成年後見制度を利用する人が制度を利用できるようにするためということで取り組んでいるものであります。大きく3つ、こちらに書いております。

1つ目は「市町村長申立基準等の周知」ということであります。こちらのほうは、昨年度ですけれども、「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」というものを実施しておりまして、11月に市町村長申立て基準、虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方というものがありまして、こちらを各都道府県・市町村宛てに通知を行っております。これからということなのですけれども、全国会議とか研修の機会を通じて周知を図っていくということと、あとはフォローアップを進めていこうという形で考えております。

2つ目が調査研究事業ということで、こちらにも老人保健健康増進等事業になるのですけれども、今年度の事業におきまして、先ほどの利用支援事業と同様に全国の実施状況、あるいは支障事例ですね。難しい事例の詳細の把握を行います。その上で、各自治体の要綱、

マニュアル等の好事例の収集・整理を行って、自治体の提供につながるような事例集の取りまとめを行って市町村の取組を後押ししていく予定として考えております。

3つ目が「市町村長申立て業務の実務能力の向上」ということになります。今年度からということなのですが、都道府県が市町村・中核機関職員等向けに実施する市町村長申立ての実務能力を向上させるような研修の費用助成の開始を考えております。こちらにありますとおり、市町村・中核機関の職員等向け研修の実施で、この中に市町村長申立て業務等の実務能力を向上させるような研修、こういうものを組み込んで都道府県、ひいては都道府県のバックアップによる市町村の取組の後押しをして実務能力をつけていただくということと考えているということでございます。

こちらが私の説明では最後になるのですが、**「総合的な権利擁護支援策の充実に
関する取組について」**ということなのです。第二期基本計画におきましては、成年後見制度の見直しに向けた検討を行うということでもありますけれども、これと並行して総合的な権利擁護支援策の充実にに向けた取組も検討していくという形になっております。資料のほうでは一度この会議でも御説明したかと思っておりますけれども、関連するモデル事業というものの予算立てをしております。

3つタイプがございまして、「地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組」、2つ目が「簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組」、そして3つ目が「寄付等の活用や、虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県の機能を強化する取組」と、大きく3つのカテゴリーの取組を進めていくと考えております。

資料のほうに戻るのですが、一方でこういった取組を進めるに当たりましては、民間企業の参入ということ等もありましたので、幾つか新しい取組があるということで、事前に考え方、取り組み方を整理していく必要があるだろうということで、昨年度、今、御覧いただいている調査事業というものをしております。2番目のところに書いているのですが、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討及び提案に係る調査ということでございます。

こちらでも御覧いただければと思うのですが、検討委員会の研究事業の中で立ち上げておまして、新井委員長代理にトップとして御就任いただいております。その上で作業部会を2つ設けております。

作業部会1が、権利擁護支援の地域連携ネットワーク機能強化ワーキングということで、山野目委員に作業部会長に御就任いただいております。内容といたしましては、モデル事業に取り組む自治体が事業を推進する上での検討事項や留意点の整理、モデル事業の制度化に向けて今後検討が必要と考えられる課題の整理ということで、主に市町村ですね。こちらの取組をベースに御検討いただいているのが作業部会1ということになります。

次の作業部会2が都道府県の機能強化（権利擁護意識の醸成、利益相反防止）検討ワーキングということになるのですが、こちらのほうでは上山委員に作業部会長に御就

任いただいております。権利擁護意識の醸成、寄付文化の醸成に関する検討事項、留意点の整理、そして2つ目ですが、支援困難事例を担う法人後見に対する都道府県等によるバックアップの仕組みに関する検討事項とか留意点の整理、そして法人後見実施団体による自己評価の仕組みの提案ということで御検討をいただいております。

ここのところの成果も踏まえまして、この4月にですけれども、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」ということで先ほど御覧いただいたのですが、自治体向けの説明会を実施いたしました。内容は下のとおりなのですが、既にモデル事業を実施したいということで8自治体、先ほど申し上げました3つのカテゴリーに応じて今、御覧いただいている自治体が参加の意向を表明しております。モデル事業に関心を持っている自治体も合わせた形で説明会を行っております。強い関心を持っていただく自治体もございまして、47自治体がこの説明会に参加していただいたということでもあります。

今後は厚生労働省といたしましてもモデル事業を、よりしっかり周知していこうということで、全国のブロック単位でセミナー等を開催して取組の推進に努めていきたいと考えております。説明会の実施概要は御覧のとおりということでございます。

以上が全体の説明で、残りの資料は今年度の令和4年度の予算をまとめたものということで、要点のほうは今、私のほうから御説明いたしましたので、私からの説明は以上といたします。ありがとうございます。

○大森委員長 御苦労さまでした。

今、最後のほうでお話がございましたように、厚生労働省は今年以降、総合的な権利擁護支援策の充実に向けたモデル事業に取り組むことになっていまして、これについて今、御報告がございましたように昨年度、調査検討委員会がございました。そのときの委員がお三人、この専門家会議の委員でございますけれども、会長が新井先生で、2つの作業部会がございまして、1つは山野目先生、もう一つが上山先生でございます。

次に法務省から御報告いただきます。お願いします。

○堂菌法務省大臣官房審議官 法務省で民事局担当の審議官をしております堂菌のほうから、法務省における取組について御説明をいたします。

資料は2-2になります。昨年10月に取組状況を報告させていただいておりますので、それ以降の取組について御説明をいたします。

項目といたしましては4項目で、周知に関するもの、それから後見制度支援信託、支援預貯金の普及に関するもの、任意後見制度の適切な運用の確保に関するもの、それから制度そのもの見直しの検討に関するもの、この4つについて御説明をいたします。

まず1つ目の利用促進のための周知でございますけれども、ここにありますように、任意後見制度につきまして、この会議の中でも取り分けこの制度の利用促進を図るべきという指摘がされていることなどを踏まえまして、この制度に特化したリーフレット・ポスターを新たに作りまして、こちらを法務局、各種専門職団体、市町村、社会福祉協議会などに配布をしているところでございます。

2つ目は従前からやっているものでございますが、成年後見制度・成年後見登記制度に関するパンフレットの増刷、これも同じように法務局等に配布をしているものでございます。

さらに3つ目といたしまして、本年度中に成年後見制度周知用の動画を作成いたしまして、これを法務省のホームページなどで公開する予定でございます。

1つ目の任意後見制度のリーフレットにつきましては参考1に記載していますが、こちらが新たにつくったものでございます。それで、参考の2が従前からあるものでございます。こちらのパンフレットは、三類型の中でも、特に保佐・補助類型のメリット等を分かりやすい形で紹介しているものでございます。

次に、2つ目の後見制度支援信託及び支援預貯金の普及に関する取組について御説明します。こちらにつきましては、令和4年の2月に成年後見における預貯金管理に関する勉強会、こちらは金融関係団体や各金融機関を中心とした自主的な勉強会ということになりますけれども、そのフォローアップ会議で保佐・補助類型を対象とする預貯金管理の仕組みにつきまして専門職団体、あるいは当事者団体の方々からヒアリングを行いました。そのヒアリングの中では2つ目の○のところに書いてありますように、こういった保佐・補助類型を対象とする仕組みについて一定の評価をいただいておりますけれども、本人の意思が最大限に尊重されるものにすべきである、あるいは、より柔軟に使いやすいものにすべきである、あるいは、本人への丁寧な説明や分かりやすい資料が必要といった意見など、金融機関あるいは専門職後見人への要望などがございました。

このヒアリングの結果を受けまして、今後金融機関において関係省庁などと連携をしながら具体的な運用の仕組みについて検討が図られるものと承知をしているところでございます。

この保佐・補助類型を対象とする預貯金管理の仕組みにつきましては参考3に記載しておりますが、こちらについては前回御説明をしておりますので、説明のほうは割愛させていただきます。

続きまして、3番目の「任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保」について御説明をいたします。こちらにつきましては実態調査ということで、まず「任意後見監督人の選任の申立てを促す文書の送付」のほか、「利用状況に関する意識調査」を実施したところでございます。

まず申立てを促す文書のほうでございましてけれども、任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者及び受任者、約25万人のうち、契約締結後、3年半以上を経過している委任者及び受任者の約18万人を対象といたしまして令和3年度、令和4年度の2か年で実施するというものでございます。

このうち、令和3年度につきましては契約締結から約10年以上が経過している8万人の方を対象に実施したものでございます。結果は、後ほど御説明します。

それから、令和4年度は契約締結から約3年半から10年経過した方、約10万人に対して

実施する予定でございます。

それで、具体的な申立てを促す文書の中身でございますが、こちらはここに挙げているとおりでございます。任意後見契約というのは御本人の判断能力が低下した際に家庭裁判所で任意後見監督人が選任されることによって初めて契約の効力が生じるということになりますので、その判断能力が低下した際には御本人、受任者または御家族から家庭裁判所に任意後見監督人の選任の申立てをしていただくことが重要ということで、手続案内等をしているところでございます。

次に（２）の「利用状況に関する意識調査」でございます。こちらは先ほど申し上げましたように約８万人を対象に行ったものでございますが、調査票を回収できたものが約１万１０００人で、届かなかったものが２万９０００人あるということで、到達数に対する回収率は２１．８％と、必ずしも十分に回収ができたわけではございませんが、回収されたものについて分析をしたものが結果概要の①になります。

まず御本人・受任者の現在の年齢ですけれども、本人は７０歳以上の方が多く、受任者は６０歳以上が多いという結果になっております。それで、受任者の立場ですけれども、親族が約６３％、専門職が１２％、その他の団体が約１５％となっております。

任意後見契約を締結した理由につきましては、「自分の安全を守ってくれる公的な仕組みが備わった契約だから」というのが約６０％、「任意後見人を自分で選ぶことができる」というのが３６％です。

それから、報酬につきましては「無償」が５３％と過半数でございます。３万円未満というのが約２１％ということになります。

それから、本人と受任者の連絡頻度・判断能力の確認頻度につきましては、「毎日～１か月に数度」というのが４割以上、「１か月に１度」が２割弱、それ以外が「３～４か月に１度」という結果になってございます。

次の結果概要②でございますが、ここは重要なところになりますけれども、任意後見監督人の選任の申立ての有無で、「した」方が約６％、「していない」方が８４％ということになってございます。

申立てをしていない理由については、「本人の判断能力に問題ない」が６５％、ここは問題がないわけですが、「任意代理契約のままで支障を感じていない」という方が１７％、「裁判所への申立てをするのが負担」という方が６％、「選任の申立てが必要なことを知らなかった」というのが６％、「任意後見監督人への報酬支払に抵抗がある」というのが５％、「任意後見監督人や家庭裁判所による監督を受けることに抵抗がある」という方も５％いるということでございます。

さらに、本人の判断能力が低下した場合の任意後見監督人の選任の申立ての意向ということで、「必ずする」「たぶんする」が約４７％、「たぶんしない」「しない」「分からない」という方が３３％もおられたという結果が出ております。

その理由といたしまして、任意代理契約のままで支障を感じていない、裁判所への申立

てが負担、先ほどのような監督を受けることに抵抗があるという方、あるいは任意後見人に誰になるか分からない、報酬支払いに抵抗があるといった方がこれだけの割合おられました。

さらに、次の概要の③を御覧いただければと思います。判断能力が低下した場合に任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを知っているかという質問については、「知っている」と答えた方が約68%、「知らない」と答えた方が約24%ということになります。

このように、必要があるということを知っている方が68%いるわけですが、先ほど御説明した、本人の判断能力が低下した場合に選任の申立てをするかという質問では、「必ずする」「たぶんする」という方が約47%にとどまっているということになりますので、申立てをする必要があるということを知っていながら「必ずする」、あるいは「たぶんする」というお答えをしていない方が相当数おられるということになりますので、ここはかなり問題があるのではないかと考えており、法務省としてもこの調査結果については重く受け止めているところでございます。

それから、任意後見制度で不便、不都合な点、あるいは制度を改正すべきと感じた点につきまして、先ほどの申立てをしない理由でも同じようなところがございますけれども、「監督を受ける負担を軽減する仕組みにすべき」、「公正証書を作成するために公証役場に行くのが負担」、あるいは「報酬の支払いが負担」といった回答があったところでございます。

これらの調査結果により、任意後見制度の問題点が明らかになった部分もございまして、法務省としても制度の見直しを含めて今後検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、引き続き、本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立ての必要があることについての丁寧な説明、あるいは関係機関と連携した周知などを行ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に、4つ目の「成年後見制度の見直しの検討」について御説明いたします。成年後見制度につきましては、制度そのものについて見直しをすべきであるという御指摘をいただいていることを踏まえまして、公益社団法人商事法務研究会において制度の見直しを目的とする研究会が立ち上げられましたので、法務省民事局の担当者もこちらに参加をして今後制度の見直しについて検討を深めていきたいと考えているところでございます。こちらはまだ立ち上げられたばかりでございまして、第1回が今年の6月7日ということになっています。

この研究会の座長はこの専門家会議にも御出席いただいております山野目先生でございます。そのほか、委員の構成といたしまして学者、弁護士、司法書士、社会福祉士、当事者団体の方、それから関係省庁として法務省民事局のほか厚労省の社会・援護局、それから最高裁の家庭局の担当者の方が出席されるということでございます。

「(2) 見直しに関する主な論点」でございまして、こちらはこの会議において制度の

見直しについて指摘がされている内容をまとめたものでございます。

スポット利用の可否、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべきであるといった御指摘、あるいは3種類の在り方の見直し、成年後見人の柔軟な交代を可能とする方策、それから成年後見人の報酬の在り方を予測可能性の高い制度にすべきであるというような御指摘をいただいておりますし、先ほど申し上げましたように、任意後見制度につきましては、判断能力が低下しているのに適切な時機に任意後見監督人の選任申立てがされていないといった問題についてどのような対応をしていくかといったところが論点になるものと考えているところでございます。

法務省からの御説明は以上でございます。

○大森委員長 御苦労さまでした。

それでは、引き続きまして最高裁判所からお願いいたします。

○木村最高裁事務総局家庭局第二課長 最高裁事務総局家庭局第二課長の木村と申します。資料を画面共有させていただきます。

最高裁判所からは、まず後見関係事件に関する令和3年の1月から12月までですけれども、令和3年の統計関係について御紹介をしました上で、以前の会議でも言及のありました家庭裁判所における後見関係事件に関する執務の実情につきまして、裁判所書記官の事務を中心に報告を申し上げたいと思います。

今お示ししております1枚目の資料でございますが、「成年後見関係事件の概況」というところでございます。令和3年12月末日時点における成年後見制度、すなわち成年後見、保佐、補助、任意後見ですけれども、その利用者数は約24万人でありまして、前の年よりも3.3%増加しております。令和3年における成年後見関係事件の申立件数でございますけれども、これは約4万件でありまして、前の年よりも6.9%増加しております。その中で保佐開始の審判の申立件数は8.6%増加、補助開始の審判の申立件数は7.5%増加と、いずれも他の類型より大きな割合で増加しております。

また、申立人と本人との関係を見ますと、親族による申立てが増加に転じまして、本人と市区町村長による申立ても引き続き増加傾向にあります。市区町村による申立ては申立件数全体の23.3%と、最も大きな割合を占めております。

このように、成年後見制度の利用者が増加し、かつ、保佐、補助類型の申立てや市区町村長による申立てが増えていることにつきましては、裁判所では申立てに至る経緯や背景事情などを十分に把握していないために詳細な分析まではできておりませんが、各地において第一期計画に基づく取組が進み、支援が必要な方をそのニーズ等に応じた制度利用に繋げる環境が少しずつ整いつつあるということの一つの表れではないかと考えております。

この概況の関係では、他の事項についても裁判所のホームページに掲載しているほか、今回の資料でも参考資料の8として厚労省事務局から添付していただいているところでございまして、そちらも御参照いただければと思います。

続きまして、資料の2枚目でございます。後見人等による不正について、令和3年の不正事例の件数は169件、被害額は約5億3000万円でありまして、いずれも前年を下回りました。後見人等の不正事例は平成26年をピークに件数及び被害総額ともに減少し続けています。

不正事例の多くは親族の後見人等によるものでございますけれども、家庭裁判所では、親族が後見人等に選任された場合には、ハンドブックやDVDを使って後見人等の事務の内容や留意事項等を理解していただくためのガイダンスを実施したり、後見制度支援信託や支援預貯金の活用を促すなど、不正防止に向けて様々な取組を行っております。今後も引き続き効果的な不正対策を行っていきたいと考えております。

続きまして、資料の3枚目でございます。ここからは、冒頭で申し上げました後見関係事件に関する裁判所職員の執務の実情について御報告をいたしたいと思っております。

第二期計画においては、「市町村による協議会」という項目の中の「b 家庭裁判所との連携」として、「権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」機能を強化するためには、家庭裁判所との間での相互理解を図ることや、個人情報を含まない模擬事例の検討によって後見人等の受任イメージを共有することなど、家庭裁判所と連携するための協議の場を設置することも求められる」と記載されております。また、相互理解につきましては、「例えば、家庭裁判所には、市町村による虐待対応のプロセスや地域の関係者による意思決定支援の取組、日常生活自立支援事業などの後見等開始申立て前における権利擁護支援の内容を理解することが期待される。市町村・中核機関には、司法手続の特徴や後見等開始申立て後の手続の流れ等を理解することが期待される」といった記載がされているところでございます。

第11回及び第12回の専門家会議におきまして、大森委員長から、家庭裁判所の職員の構成や執務に関する調査・報告について御指摘をいただいておりますとおり、第二期計画の対象期間において福祉・行政と司法の間で相互理解に基づく適切な連携を進めるにあたっては、家庭裁判所でどのような職員がどのように働いているかといった情報発信も重要であると考えております。

そこで、本報告におきましては、後見関係事件において連携の要を担う裁判所書記官、以下、単に書記官と言いますが、書記官に焦点を当てながら、その仕事の内容や分担等を明らかにすることにより、可能な限り具体的なイメージを持っていただけるような機会にできればと考えております。

報告にあたりましては、規模の異なる家庭裁判所を対象にアンケート調査と聴き取り調査を実施しております。調査結果に基づき、家庭裁判所の規模に応じた後見関係事件の執務の実情を御説明していきたいと思っております。

資料の4枚目を御覧ください。こちらは大規模庁における執務の実情の例になります。各職種の人数は資料に記載のとおりですが、6名の裁判官は後見関係事件のほかにも様々な家事事件を担当しているのに対し、書記官、家庭裁判所調査官、以下家裁調査官

と言いますけれども、または裁判所事務官、以下事務官と言いますけれども、この書記官、家裁調査官、事務官につきましては、いずれも後見関係事件に専属する体制になっております。大規模庁においては、担当書記官は後見等の開始事件を担当する開始係と、後見等が開始した後の監督やこれに付随する事件を担当する監督係に分かれて執務をしていることが多いと承知しております。

この庁で令和3年に終局した開始事件は約700件でございます。開始事件数というのは、令和3年に申立てを認めて後見等を開始するとともに後見人等を選任したか、申立てを却下するなど、終局的な審判がされた後見開始、保佐開始、補助開始、任意後見監督人選任事件の件数ということでございます。続いて、成年後見制度の利用者数でございます。こちらは約5,000人となっております。この利用者数というのは、後見開始、保佐開始、または補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約の効力が生じている本人の数ということになります。制度を利用する御本人一人一人につきましてそれぞれに対する後見事務がございますので、制度の利用者数というものは家庭裁判所が監督すべき事件数等の規模感を把握する際の一つの目安になり得るものと考えられます。

開始係と監督係の具体的な仕事の内容については後ほど説明させていただきますが、ここでは、なるべく書記官の仕事ぶりに関する実情が分かるようにということで、各係の書記官の業務内容のイメージとして、各係に所属する書記官のある1日を切り取った場合の例をお示ししているところでございます。後見関係事件を担当する書記官の仕事については、記録を上げるタイミング等はある程度定めやすいのに対し、例えば手続案内やお問合せ等のように、利用者の方からお求めがあった際に随時対応すべき性質の業務もありますことから、審問期日に立ち会うなどの明確な予定が入らない限りは、業務の優先順位に留意しつつ、午前と午後とで時間配分を工夫しながら執務を遂行し、問合せ等が入った際には随時に対応するといった流れが本資料でお示ししているイメージでございます。定期的に係内の主任書記官や同僚の書記官、議題によっては裁判官も参加する形でミーティングを実施して、難しい検討を要した事例の共有や事務改善に向けた意見交換をすることもあり、監督係で把握した後見事務に問題がある事例は後見人等の選任手続に関わる開始係にとっても参考になること等から、開始係と監督係の合同でミーティングを行っているといった庁もあると承知しております。

開始・監督のいずれの係も、書記官の仕事は様々ございますが、ミーティングや裁判官との打合せを行い、執務に関する情報や留意点、事件の方針等について認識共有を図りながら、チームとして仕事をしております。当然ながら1年を通して毎日同じような1日が繰り返されるわけではございませんで、本資料が全国各地における書記官の事務の標準型や、事務負担の内訳等を網羅的に示すようなものではないことを念のため御留意いただければ幸いです。

資料の5枚目にまいります。「中小規模庁における後見関係事件に関する執務の実情に

ついて」ということで、それぞれの例を示しております。これらの規模の庁では、裁判官のみならず、家裁調査官、書記官、事務官につきましても、他の家事事件や少年事件と兼務しているということがあります。

左側の中規模庁でございますけれども、令和3年に終局した開始事件数は約300件、成年後見制度の利用者数は約2,000人になります。後見事件を担当する裁判官は2人で、家事事件のみならず少年事件を担当しております。職員の兼務の状況は様々になりますので、事務分担の詳細を具体的に説明するのは性質上難しいところではありますけれども、こちらも書記官の執務のイメージとして、ある1日を切り取った場合の例をお示ししております。大規模庁の場合と同様、チームとして携わるという役割は変わりませんが、例えば午前中は相続放棄や氏の変更などといった後見関係事件以外の家事事件についての執務を行い、午後には手続案内や当事者の方からの問合せ等に対応しつつ、後見の「開始」と後見事務の「監督」の両方に携わっているというイメージでございます。

右側のほうの小規模庁でございますけれども、令和3年に終局した開始事件数は約100件、成年後見制度の利用者数は約600人ということです。後見関係事件を担当する裁判官の人数は中規模庁の人数より多いものの、小規模庁においては、裁判官が家庭裁判所と地方裁判所を兼務しているという場合もありまして、例えば家事事件や少年事件等の家庭裁判所の業務のみならず、刑事事件又は民事事件を担当しているといった事情もあります。書記官や事務官においても、後見関係事件以外の家事事件又は少年事件も担当しており、これらの業務に一定の時間を割いているというようなイメージでございます。

続きまして、6枚目にまいります。裁判所書記官は、裁判所法第60条により、法律の専門家として固有の権限が付与されておりまして、その権限に基づき、法廷に立ち会って調書作成をしたり、訴訟上の事項に関する証明や、法令や判例の調査、裁判が円滑に進行するように訴訟の当事者等との連絡窓口になるなど、様々な役割がございます。

家事事件については、裁判官、書記官、事務官の他にも、心理学等の専門的知見を生かして審理に必要な調査を行う家裁調査官や、家庭や社会の実情に通じた市民の視点から裁判官に参考となる意見を述べる参与員が関わる場合がありますが、書記官は、これら様々な関係職種と連携し、それぞれが円滑に事務を遂行できるよう、手続の進行を管理し、必要な情報を提供・共有するなどの役割を担っています。

特に、後見関係事件につきましては、制度の利用者のみならず、専門職団体、医療・福祉関係団体、中核機関等、様々な関係機関と連携する必要がある点に特徴がございます。なお、他にも金融機関等、多様な関係機関がありますけれども、資料の分かりやすさの観点から簡略化して記載をしておるところでございます。資料にございますとおり、後見関係事件に携わる書記官は、裁判所の窓口として裁判所内部と外部の関係機関をつなぐ役割を担っております。この図の中心に書記官が記載されておりますが、実際に後見事件に関わっている方にとっては、家庭裁判所に問い合わせたいことや連絡したいことがある場合には、書記官が窓口になっているというイメージに馴染みがあるのではないかと思います。

また、これから後見関係事件を申し立てることを考えておられる方が家庭裁判所に相談に来られた際、手続案内として、必要な書類や手続の流れについて説明をしております。ただいま申し上げたのは、第二期計画において整理されている「制度利用の案内」機能に関する部分に当たると思います。

なお、後見関係事件につきましては、具体的な事件に関する業務のほかに、市区町村や中核機関等の開催する協議会に参加させていただくなど、様々な形で関係機関と連携する仕事がございますが、書記官においても、各家庭裁判所の総務課等、事務局とも連携しながら協議会等に参加しているという点を補足させていただきます。

資料の7枚目にいかせていただきます。ここまで書記官の役割等について説明をしてみましたけれども、ここからは後見関係事件における書記官の事務の内容について御紹介したいと思います。本資料の下の部分においては、福祉・行政との連携に関する視点を補足するものとして、☆マークに対応する形で、各種の事務に係る連携上の留意点や第二期計画の記載等を参考として記載しておりますので、適宜御確認をいただければ幸いです。

まず後見等開始事件についてですが、こちらは後見等を開始するか否か、仮に後見等を開始する場合に誰を後見人等に選ぶかという2点が審判事項になり、事件記録の作成・適切な保管、手続の円滑な進行の確保、裁判官の判断のサポート、手続法に規定された事務の遂行等が各種の事務の目的になります。

時系列に沿った流れとしましては、左側の手続案内から始まっていきまして、後見等開始事件の申立てを受けて審理の上審判がされ、審判が確定した後というふうに概ね3つの段階がございます。右のほうに進んでいくイメージです。

それぞれの詳細は資料を御覧いただければと思いますけれども、何点か補足をさせていただきますと、手続案内においては、パンフレットやDVDといったツールを用いるなどの工夫をしております。法的な事項に関して一般の利用者にも分かりやすく説明することには難しさを感じる場合も多いというふうに承知しておりますけれども、書記官はそれぞれが工夫をしながら相談者が安心して手続を利用できるよう、分かりやすい説明を心がけているものと承知しております。なお、手続案内の際、必要に応じて、中核機関等、各地域における適切な相談窓口につなぐということもあります。

審理・審判の段階においては、書記官は、まず裁判所に提出された書類に不備がないか、あるいは今後の手続進行に影響する事情があるか否かという視点から、申立書や添付書類を審査しております。このような形で裁判官が適切に事件の審理・判断を行えるようサポートしているというところがございます。そして、書記官は裁判官との打合せ等を通じて審理や進行の方針を共有し、必要な資料の追加を促したり、家裁調査官や参与員等の関係職種への情報提供、専門職団体への推薦依頼、鑑定人候補者との連絡調整等といった手続運営を行っています。事案の性質にもよりますが、書記官が家裁調査官等に情報提供をする際、裁判官の進行方針等を適宜口頭で補足するといったことも少なくないものと承知

しております。

また、審判が出され、確定した後は、後見等の登記の嘱託や後見人等による記録の閲覧・謄写の案内等を行っております。

最後の資料になります。8枚目でございます。こちらは、監督事件における書記官の事務の内容を御紹介するものになります。

家庭裁判所は、後見人等が事案における課題や本人のニーズに対応できているかといった点を含め、後見事務が適切に行われているかを監督するため、後見人等に定期的に後見事務の報告を求めており、その結果、後見人等が自らの裁量を逸脱して不正行為に及んだなどの事情がある場合には、後見人等を解任するということにもなります。

書記官はその提出期限の管理をすると共に、身上保護面や財産管理面について、裁判官の進行方針に影響を与える事情がないかといった視点から、提出された報告書等を確認・検討し、裁判官の判断をサポートしています。特に督促しても報告書の提出がないなど、不正が疑われる事情を覚知した場合は裁判官に早急に報告し、裁判官の進行方針に沿って、金融機関等への調査嘱託の事務を行ったり、場合によってはいわゆる本人口座の凍結といったことに向けた手続等に携わっております。また、裁判官において後見人等の解任に向けて手続を進める方針になった場合には、解任事件の手続に携わるということにもなります。

監督係にも、後見人等や御本人、親族、福祉関係者の方々から各種の相談や連絡があり、例えば、自宅から施設に転居する予定があるが何らかの手続が必要かといった相談に関しましては、必要に応じて、居住用不動産の処分についての許可の申立てに関する案内をするといったことがございます。その他、成年後見制度支援信託・預貯金に関する後見人等からの報告や相談内容を裁判官に報告し、裁判官の判断を経た上で、一時金の交付や定期交付金の変更のための指示書を交付することもございます。これらの他にも、書記官には様々な情報が集まってまいりますので、事件の進行に影響を与える情報を覚知した場合には、適時に裁判官に報告し、事案に応じた適切な監督権限の行使を支えているというところでございます。

最後になりますけれども、第二期計画の対象期間が開始して間もないところではございますが、裁判所としましては、福祉・行政と司法との間で継続的に打合せを行うといった関係が構築されたといった第一期計画における到達点を踏まえながら、今後も関係機関との適切な連携を図って参りたいと考えております。今回の報告によって、家庭裁判所の職員の後見関係事件に係る執務の実情に対する理解が進み、今後の取組や連携にあたっての一助になれば幸いであると思っております。

長くなって恐縮でございます。ありがとうございます。

以上でございます。

○大森委員長 御苦労さまでした。

書記官を中心にした執務の実情について、よく御報告いただきました。御礼申し上げます。ありがとうございました。今後もよろしくお願いいたします。

この段階で新井先生からコメントをいただきます。

新井先生、お願いします。

○新井委員 新井から、参考資料7を用いて補足説明をさせていただきます。事務局は、資料の映写をよろしく願いいたします。

まず1ページを御覧ください。研究事業の「背景・問題意識」について、まず説明いたします。

近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで、生活に困難を抱える人の問題が増加、顕在化しています。成年後見制度をはじめとした権利擁護の支援を必要とする人は、より増加するということですが、成年後見制度そのものに選任や交代の難しさの指摘、担い手の確保の難しさの指摘等がなされてきました。

全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が尊厳を持ってその人らしい生活を継続することができるような体制整備を促進する必要性は高まっていますし、また、これまで地域連携ネットワークに参画していた主体による取組や連携の強化に加え、多様な主体の参画によるきめ細かな支援が必要とされています。

2ページにいきます。

本事業は、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実、機能強化等に向けて、令和4年度から開始した「(仮)持続可能な権利擁護支援モデル事業」に取り組む自治体が事業を推進する上での検討事項や留意点を整理し、事業の効率性、実効性を高めることを目的に取り組んだものです。これは、報告書では開始予定と記載されていますけれども、今年度、既に開始している事業となります。

内容として、「①成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」「②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりとその持続的な機能強化に向けた検討、提案」「②-1. 権利擁護支援に係るネットワーク機能強化促進に向けた検討事項や留意点等の整理」「②-2. 都道府県の機能強化(権利擁護意識の醸成、利益相反防止検討)に関する検討事項や留意点等の整理」がありました。

②の研究は2つの作業部会を設け、新たな連携・協力体制を構築するモデル事業として実施する「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の各テーマに関して検討したものです。多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含めて、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりの検討、提案として実施いたしました。

作業部会の両部会長からも後ほど補足があると思いますので、具体的な説明は両会長に委ねますが、4ページを御覧ください。

作業部会1は、市町村レベルでの地域連携ネットワーク構築に向けた検討を行いました。作業部会2は、都道府県レベルの仕組み構築に向けた検討を行いました。

引き続き、5ページを御覧ください。

当事者団体の方々、社会福祉協議会、中核機関などの方々から成る検討委員会に御覧のような作業部会を組織し、合同作業部会なども行いながら検討を進め、報告をまとめました。この場にいらっしゃる委員の先生方にも、多数御協力をいただきました。心からお礼を申し上げます。

報告書に記載されている内容の大枠については6ページに記載がありますので、後ほど御覧ください。

最後になりますけれども、本研究事業は第二期計画の7ページから記載されている総合的な権利擁護支援策の充実に記載されている内容に関わるものと認識しています。これらのモデル事業の適切な実施は、全国どの地域においても制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続する体制の整備に深く関わっているものと考えております。

権利擁護の支援として適切に実施され、取組が拡大していることを強く期待している次第です。

私からは以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

山野目先生、お願いします。

○山野目委員 ありがとうございます。

作業部会1におきましては、地域生活における日常的な金銭管理と社会生活上の意思決定を支援する仕組みの構築に向けた検討をし、検討すべき項目や課題を整理いたしました。

御覧いただいているのは、本日の資料2-1、23ページでございます。下の段の真ん中のところにある図を御覧いただきながら、皆様に耳を傾けていただければありがたいです。

本人への支援といたしまして、まず左のほうに赤い色で塗っているところでございますが、地域生活支援団体という仮の名称で想定する事業者が、精神上または身体上の理由により、日常生活を営むのに支障がある人たちのためにする日常的な金銭管理を中心とする支援というものが考えられます。

例を挙げますと、あらかじめ定められた金額の限度において、本人の指示によりする預貯金の出納、送金を含むものも考えられますし、それらに係る事務のほか、あらかじめ定められた金額の限度において、本人の依頼によりする金銭の預かり、本人の依頼によりする前払式証票やクレジットカードに係る事務、本人の依頼によりする郵便物、または信書便物の受取りや差出しの代行などが想像されるところであります。

次に、本人の社会生活上の意思決定を支援するため、真ん中の図の右下の青色で塗ってあるところでございますけれども、意思決定補助団体ないし意思決定サポーターのような人が本人の傍らで助けてくれるとよいと考えます。

その方には、精神上または身体上の理由により、日常生活を営むのに支障がある人たちのために、社会生活の支援者として福祉サービスの利用に関し、相談に応じ、助言を行い、福祉サービスの提供を受けるために必要な手続、福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する支援をするとともに、地域生活支援団体たる事業者からの役務の提供に関し、相

談に応じ、助言を行い、役務の提供を受けるために必要な手続、または役務の利用に関する費用の支払に関する相談を受け、助言をし、本人の意見や要望を事業者に伝達し、その他、本人と事業者との連絡調整、さらに預貯金の出納、金銭の預かり、前払式証票やクレジットカードに関し、相談に応じ、助言を行い、それらに関する手続及び費用の支払に関する支援をする。

また、本人の依頼により、本人が受け取る郵便物または信書便物などの文書、電子メールなどの電磁的記録として作成された文書で本人が受信するものを含むというようなことがあってよいと考えますが、その内容の理解の支援をするといったようなお仕事をお願いするということが考えられます。それらは全て本人が有する意思能力を前提として、本人の適切な理解獲得を補佐し、本人が理解してすると認められる事務の実行を支援する性質を持つものであります。

こうした設えの上に、さらに本人の権利擁護の仕組みが当該事案について適切に営まれているか、定期に報告を受け、預貯金の管理状況を点検するなどの機関として、真ん中の図の右上のところに緑色でお示ししている部分になりますけれども、支援管理・監督団体というものを想定しております。この機関が不正行為や利益相反、または利益相反類似の関係性の濫用の事象がないか、チェックをするなどの役割も期待されるところです。

今後、御紹介したところを踏まえ、持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施自治体を募り、説明会などの機会において意見交換をして、実地に認識される課題を整理していかなければなりません。

大きな構想が、今スタートの地点に立ちました。今後、この専門家会議としてはワーキングを設け、精力的にモデル事業の実施状況を見守っていくことが望まれるところであり、この段の提案を添えて御報告といたします。

○大森委員長 ありがとうございます。

では、上山先生お願いします。

○上山委員 私からは、作業部会2について簡単に御報告をいたします。

事務局のほうで先ほど山野目委員の御報告のときに映していたスライドの共有をお願いしますでしょうか。私のほうも、それを使って説明したいかと思えます。

では、話し始めていますので、もし共有ができましたらお願いできればと思います。

改めまして、私からは作業部会2について簡単に御報告をいたします。

作業部会2では、モデル事業の③-1と③-2ですね。右下2つになりますけれども、これを想定して都道府県レベルの仕組みの構築に向けた検討を行いました。

モデル事業の③-1では、社会課題ないし地域課題の解決のための活動資金の確保という視点を踏まえた持続可能なセーフティーネットの仕組みの構築を検討いたしました。法人後見実施団体が利用者本人から直接寄付を受けることは原則回避されるべきであると思われることから、具体的なスキームとしては、本人と利益相反関係にない都道府県社協が一旦、寄付等の窓口となった上で、これを地域で活動する法人後見実施団体等に適切に分

配するという形になっています。

このスキームでは、都道府県社協が広く地域住民らから寄付等の支援を受けることを想定していますが、この意義は単に法人後見実施団体などの財源確保だけにあるわけではありません。むしろ、こうしたファンドレイジングの手法を通じて社会福祉事業に関する寄付文化の醸成を図るとともに、これを地域住民らによる社会参画の一手段として捉えて、それぞれの地域の中で権利擁護意識を培っていくことが重要であると考えています。

モデル事業③-2、この下のほうですけれども、虐待等の支援困難事案を担う法人後見実施団体に対する都道府県及び都道府県社協によるバックアップの仕組みづくりを検討いたしました。都道府県が専門職団体等と連携しながら受任法人の活動を支援するとともに、事案が安定した後は地域のより身近な後見人に引き継ぐことも想定されています。

なお、法人後見の適正な実施を担保するための手段として、部会1と共通する関係性注意事案の概念整理に加えて、法人後見実施団体による自己評価の仕組みづくりについても検討を行いました。

簡単ですが、私からは以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。御苦労さまでした。

もう一つ、今日は皆様方にお諮り申し上げなければいけないことがありますので、まずワーキング・グループの設置についてお諮り申し上げた後、今までの取組状況の御報告についての御質問、御意見があれば何うというふうにいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議事の3について事務局からお願いします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 それでは、事務局から説明をいたします。資料を共有いたします。

それでは、説明いたします。今回お諮りいたしたいのは、こちらにありますとおり「第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえたワーキング・グループの設置等について（案）」ということでございます。

まず、「ワーキング・グループ設置に関する基本的な考え方マル1」ということで整理をしております。

大きく3つ分けて書いているんですけども、まず第二期計画におきましてもろもろの検討事項の工程管理に関する考え方として以下のものが記載されております。

1つ目が、各施策について工程表に基づき推進するということと、施策の成立に応じてKPIの達成に向けて取り組むということです。

2つ目が、専門会議は進捗が特に重要な施策、今、各委員から御説明もありました総合的な権利擁護支援策の充実などにつきましてワーキング・グループを設置し、定期的に検討状況を検証すると、こういった形で記載されております。

そして、3つ目です。専門家会議は、第二期計画の中間年度である令和6年度に中間検証として各施策の進捗状況を踏まえ、個別課題の整理、検討を行うと、こういった3つの

ことが記載されております。

今回、ワーキング・グループの設置に関してということですが、こういったことで進めてはどうかということでまとめております。こちらの【ワーキング・グループで取り扱う検討項目】というところです。

第二期計画で記載された施策で、「～検討する」と記載されておりますうちで、以下の要件に該当するもの全て対象としてはどうかということで考えております。具体的に検討すると記載された事項は、3、4ページにも記載されているところです。

基本的な考え方といたしましては、第二期計画で今申し上げましたとおり「～検討する」といった形で検討内容が明記された事項で、ちょうど中間検証として令和6年度に行うんですけれども、そこまでの間の短期間でその検討状況を定期的に確認する必要があるものをワーキングの対象としてはどうかと考えております。

<ワーキング・グループの論点(案)>というふうに書いているんですけれども、先にワーキングの対象にならないものを御説明したほうが理解しやすいのではないかとということで、3つ目を先に御説明いたします。

ワーキング・グループで取り扱わない論点というのは、当然ですが、専門家会議の今日やっているこの本会議のほうでフォローアップするという形になるかと考えております。

大きく3つあると考えていまして、1つ目が第二期計画の5か年を通じて検討が進められる法改正事項ですね。これは検討に極めて時間を要するものが含まれておりますので、短い期間で状況をワーキングで確認するという事はなじみづらいのかなと考えております。

2つ目は、事項ごとに先ほど申しましたKPIを設定しております。第二期計画で優先して取り組む事項ということで、検討するというよりも取りあえず進めていく事項ということです。進めていって専門家会議で状況を把握するという事でどうかと考えております。

最後は、必要に応じて検討するという事で、必要が生じればということですので、こちらのほうも専門家会議の本会議のほうでのフォローアップということで考えております。

残されたものが全てワーキングのフォローアップの対象になるということなのですから、大きくこちらも3つあるのではないかとということで事務局で整理をしております。

1つ目は、こちらで先ほど申し上げました総合的な権利擁護支援策の充実に係るものということでありまして、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」に関するものです。

2つ目が、尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等ということでございまして、具体的には適切な報酬算定に向けた検討であったり、報酬助成の推進等に関することを検討ということで記載されております。

3つ目が、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに関するもの、ということで、具体的には各種関係者の連携が必要な対応困難事案ですね。こちらのほうが検討事項とし

て挙げられています。

大きく分けてこんな3つのカテゴリーがありまして、それに対応したワーキングをつくってはどうかということで整理をしております。

この3つの論点に沿って検討するとされているものを改めて申し上げますけれども、3ページで、このページ数は第二期計画のどこに記載されているかということですが、そして4ページに挙げております。ここに記載しているものをフォローアップしていくということで考えております。

その上でですけれども、ワーキング・グループの設置ということで、具体的にどうやって進めるかということをもとめたものがこちらのペーパーになります。ワーキング・グループは、各検討項目が基本計画の変更に関するワーキング、これは第二期計画の検討の際に立ち上げた3つのワーキングがございました。当然ながらですけれども、こちらと関係性が深いことになっておりまして、今、申し上げました第二期計画の検討の枠組みをベースに引き継ぐ形でワーキング・グループを設置してはどうかと考えております。

あわせて、第二期計画検討のものを引き継ぐ形ということですので、各ワーキングの主査も今申し上げました趣旨から、前ワーキングの主査を務めていただいた委員の先生方に御担当いただければと考えております。

あとは、ワーキングの構成員は委員の皆様の希望も勘案しながら、各委員に深い見識を持つ者、委員の先生方といたしまして、これも引き続き第二期計画策定と同じなのですけれども、オブザーバー参加も可能という形で設定してはどうかと考えております。

各ワーキングの開催時期とか回数というものは、これから御紹介いたします主査の提案を受けまして委員長承諾を得た上で今後具体的に決定していくこととしてはどうかと考えております。

具体的にワーキングは3つでありますけれども、1つ目の総合的な権利擁護支援策の検討ワーキングです。こちらは前ワーキング、福祉・行政と司法の連携強化ワーキングを引き継ぐものということで、山野目委員に主査をお務めいただければと考えております。

主な検討事項はこちらに書いておりますけれども、先ほどお話がありました総合的な権利擁護支援策、いわゆるモデル事業に関するもののフォローをしていくということです。

2つ目が成年後見制度の運用改善等に関するワーキングということで、前ワーキングで言えば成年後見制度の運用改善等に関するワーキングということで、新井委員長代理に引き続き主査をお務めいただければと考えております。

主な検討事項はこちらですけれども、適切な報酬算定に向けた検討と報酬助成の推進等に関することということで、以下に列挙されている検討事項のフォローアップを行ってはどうかと考えております。

3つ目が地域連携ネットワークワーキング・グループということで、前ワーキングで言えば地域連携ネットワークワーキング・グループということになりまして、上山委員に主査をお務めいただければと考えております。

検討内容は対応困難事案に関するということでありまして、具体的には中核機関が関係者と認識を共有することが難しい事案に関して市町村・中核機関が関係機関・関係団体と連携しながら対応できるようにするための方策の進捗状況をフォローアップして御議論いただければと考えております。

以上、私のほうからワーキング・グループの設置についての案をお示しさせていただきました。よろしく願いいたします。

○大森委員長 ありがとうございます。

これから皆さん方の御質問や御意見を伺う時間に充てたいと思うのですが、まずワーキング・グループの設置等につきまして今、御説明がございましたので、これについて御意見があればまず伺って、この件については御了解をいただければというふうに思います。先行させていただきます。

では、この点について御意見等ございましたら手を挙げる機能でお知らせください。ワーキング・グループについて、どなたかございますでしょうか。

では、和木町からお願いします。

○坂本代理 和木町です。

昨年度に開催された第11回及び第12回専門家会議では、全国町村会を代表して町長の米本より大きく3点の意見を申し上げました。

1点目は、特に小規模な自治体である町村に対する国や都道府県による中核機関の体制強化支援や財政的支援であります。この点については先ほどご報告がありましたとおり、第二期計画において都道府県の機能強化が記載されておりました。

また、資料2-1にも掲載されているとおり、厚生労働省の令和4年度の当初予算には、中核機関の立上げや機能強化に活用できる補助金を用意していただきました。

私どもの声を反映していただいたことにお礼を申し上げるとともに、中核機関が整備されていない町村も依然として多い状況かと思われるので、引き続きのご支援、ご協力をお願いいたします。

2点目に、ワーキング・グループの設置で今後議論が進む認識ではありますが、対応困難事案や苦情対応、後見人の支援等を町村の役場など1つの機関のみで対応するには限界があり、司法も含めた地域連携ネットワークの各機関がより一層連携して対応していく仕組みづくりが必要です。

資料2-3で家庭裁判所の体制をご説明いただきましたが、市町村合併や地方財政の悪化を契機に、町村の役場では一人当たりの業務負担が大きくなり、職員が幾つもの事務を兼務して対応している状況です。対応困難事案等を円滑に進めるため、家庭裁判所の権限や専門職の特性を積極的に生かし、支援いただける仕組みをワーキング・グループ内で検討していただきますよう改めてお願い申し上げます。

最後に3点目として、こちらも今後のワーキング・グループに関連する内容ですが、後見人への報酬の助成を行う成年後見制度利用支援事業について市町村の負担が大きく、国

や都道府県による安定的な財源確保が必要です。

また、資料 2-1 に今後、当事業の適切な実施につなげるための留意事項が整理されるとありますので、留意事項を示す際には現場の実情に最大限配慮し、現場での実施まで加味した検討をしていただくとともに、丁寧な情報提供、国による十分な財政措置等、万全の支援をお願いいたします。

私からは以上でございます。

○大森委員長 御意見として伺いました。

では、伊東さんどうぞ。

○伊東委員 倉敷の伊東でございます。

ただいま和木町さんからお話がありましたことは、全く同感でございます。加えまして、ワーキング・グループでの検討事項につきまして 2 点申し上げたいと思います。

まず 1 点目、資料の 3-1 にございますワーキング・グループの「②成年後見制度の運用改善等に関するWG」の検討事項についてでございます。

右側の検討事項で○の 2 つ目の「市町村の成年後見制度利用支援事業が全国的に適切に実施される方策」についての検討についてですが、このワーキングで検討した結果、国からの方向性が示されることとなると思いますが、そのタイミングとして、市町村としては、予算措置、または要綱改正等が必要となってくると考えておりますので、例えば翌年度から事業を見直すためには、前年度の秋頃までにはこの方針を固めておく必要がございます。

先ほど資料で御説明がありました資料 1-2、19 ページの第二期計画の工程表によりますと、令和 6 年度末までを市町村による適切な実施のための必要な見直しの検討期間とされておりますが、市町村が見直しをする期間を御考慮いただきまして方向性をお示しいただければと思っております。

もう一点でございます。先ほど申し上げました資料 3-1、5 ページ、ワーキング「③地域連携ネットワークWG」の検討事項についてでございます。右の「対応困難事案に関すること」として○がございます。こちらは確認をさせていただきたいのですが、昨年度 9 月 9 日の福祉・行政と司法の連携強化ワーキングの議論の中で、後見人に対する苦情の受け止め等、対応困難事案につきましては、親族、御本人、そして第三者によるものと様々であり、その後の対応についても、後見人の交代のような内容など、中核機関だけでは調整できないことがあることも明らかになったと理解をしております。

これらの苦情をどのように受け止め、そして解決していくかという手法については、関係者の調整で済むことや、もしくは後見人の交代や解任等の問題になってくるかなど、それぞれの段階により福祉、司法の役割分担も異なってくると考えております。

以上のことから、地域連携ネットワークワーキング・グループの検討項目の中の対応困難事案に関することとしまして、右の○に「市町村・中核機関が関係機関・関係団体と連携しながら対応できるようにするための方策」を考えると書いてありますが、こちらにつきましては、事案の内容によって、「市町村・中核機関が主導的に対応する場合」と、「家

庭裁判所が主導的に対応する場合」とがあるということ踏まえた議論をしていただけるとの理解でよろしいかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

○大森委員長 最後の点は、厚労省からでしょうか。

○松崎成年後見制度利用促進室長 今、委員から御指摘のありました地域連携ネットワークワーキング・グループに関して御説明いたします。

まず、第二期基本計画におきましては、後見人等の苦情に関して基本方針というものを定めております。具体的には、こういった苦情には後見人との不正、不適切な職務に関するものであったりとか、あるいは成年後見制度実務の十分な理解がないとか、本人と支援者のコミュニケーション不足があるとか、極めて幅広い内容があるということでもあります。

そういった中でも、例えば家庭裁判所に関しましても記述がございます。すなわち、後見監督の一環として司法機関の立場から適切な助言・指導を行う。司法機関の立場から専門職団体、市町村・中核機関と連携して対応するといった記述があります。

あとは、補足ということなのですが、併せて専門職団体のほうにも記述がありまして、家裁と連携しながら団体内で対応するための仕組みを検討するといったことがありまして、中核機関のみならず様々な主体の関与ということがこの基本計画の基本方針には定められているというところでもあります。

あわせて、全体といたしましては第二期計画をつなぐ全体的な基本的な考え方といたしまして、司法による権利擁護支援など、身近にする仕組みづくりということも掲げてあります。すなわち、この地域連携ネットワークの一番のコアの部分だと思えるのですが、地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要なときに司法による権利擁護支援を適切に受けられるということがありますので、こういった考え方の基にワーキングが進むと考えておりまして、具体的には上山委員とも相談しながら進め方を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○伊東委員 どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、それ以外で御意見のある方は、どうぞお手を挙げていただければと思います。

ワーキング・グループの設置等については、今までの御質問を含めましてこういう形で設置するという事について御了解いただけますか。皆様方、よろしゅうございましょうか。

(首肯する委員あり)

○大森委員長 それでは、先ほど御説明がございましたように、ワーキング・グループを設置して検討に入りますが。

○手嶋委員 感想めいたことになりましたが、よろしいでしょうか。

○大森委員長 では、ワーキング・グループの設置を御了解する前にということで、どう

ぞ。

○手嶋委員 最高裁判所家庭局の手嶋でございます。

事務局御提案のとおり、第二期計画の記載に沿ってこの3つのワーキング・グループを設置されることについて異論はございません。

この2番目の運用改善ワーキング・グループのところにつきましては、主な検討事項として、適切な報酬算定に向けた検討及び報酬助成の推進等に関することを挙げていただいております。これを見ますと、この利用促進の取組全体もそうですが、報酬算定をはじめとして、家庭裁判所の手続の中核は裁判事項であって、裁判所が自律的に取り組むべき事項ではあるのですが、福祉行政等における取組との適切な連携がなければ、血の通った制度としての運用はできないということを象徴しているように感じているところでございます。

報酬算定の基本的な考え方については、昨年9月のワーキング・グループで、同時点までの全国の家庭裁判所における検討状況を御説明させていただいたところですが、その後も様々な御意見を踏まえ、各庁における検討と全国的な意見交換とを繰り返しながら鋭意検討を進めているところです。

取り組めば取り組むほど難しさを痛感する課題ですが、極めて重要な課題であり、第二期計画において「利用者にとっての予測可能性をできる限り確保し得る形で、考え方を早期に整理することが期待される」とされており、また、裁判所における適切な報酬の算定に向けた検討と併せて、報酬助成制度の推進等について早期の検討が求められておりますので、裁判所としても、引き続きこの課題についての全国の家庭裁判所での検討をしっかりと進めたいと考えております。

報酬助成の課題等につきましては、家庭裁判所における検討にとっても、分かち難い重要性を持つ課題というふうに認識をしております。今後のワーキング・グループにおける議論や検討の進捗に強い関心を持っておりますし、裁判所としてもできる限り連携を図って参りたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

○大森委員長 ありがとうございます。心強い御発言でした。よろしく申し上げます。

それでは、このワーキング・グループの設置につきましては3人の委員の先生方に主査をお務めいただくということと、それからワーキング・グループの構成につきましては皆様方の御希望を頂戴した上で選任するという形にいたしますけれども、これでよろしゅうございませうか。

(首肯する委員あり)

○大森委員長 それでは、そういう形で設置を決定させていただきます。ありがとうございました。

それ以外のことで御意見、御質問があれば承ります。どうぞ。

水島さん、どうぞ。

○水島委員 法務省民事局のご報告の件について質問いたします。

第12回の専門家会議において、善管注意義務並びに意思決定支援及び代行決定の関係性に関する論点について申し上げたところ、法務省民事局担当審議官の堂菌様より、「免責規定の新設等につきましては成年後見制度の見直しをする場合にはその検討課題に含まれ得る。」それから、「慎重な検討を要する問題であり、これまで十分な議論がされている状況にはない。」といった御示唆がございました。

今回御紹介いただいた、成年後見制度の在り方に関する研究会の主な論点には記載されてはございませんが、先ほどの論点につきましては民法の問題かと思われれます。そこで、当該論点については、成年後見制度の見直しに関する論点として当該研究会において御議論いただいた上で、専門家会議において御報告いただけるというような理解でよろしいか、確認をさせていただきたく存じます。

よろしく願いいたします。

○大森委員長 では、お願いします。

○法務省堂菌大臣官房審議官 法務省民事局の堂菌でございます。

研究会につきましては、この資料にも書かせていただきましたように、商事法務研究会のほうで行われているものに法務省民事局の担当者も参加をしているというところがございますが、まだ第1回の会議も行われていませんので、今後具体的にどのような論点を取り扱うかというところから議論していくということになるのではないかと思います。法務省としても、この専門家会議でいただいた御指摘等を踏まえて、必要な論点の提示等をしていきたいと考えております。

○大森委員長 よろしいでしょうか。

○水島委員 ありがとうございます。

○大森委員長 次に、西川さんどうぞ。

○西川委員 司法書士の西川です。

法務省から任意後見制度の利用状況に関する意識調査の結果の御報告をいただきました。実態が分かって非常にありがたいと思います。

調査結果を見させていただいた感想ですが、私どもが実務で感じている、必ずしも任意後見制度の利用者、契約当事者の制度の理解が十分ではないケースが少なくないのではないかとある程度裏づけられているのかなと思います。

こういった調査の結果が出てきたということを受けて、今後もちろんこれまでと同じような周知、ポスターとかパンフレットとかチラシの作成や頒布も必要だとは思いますが、恐らく同じレベルでそういうことをやってもあまり効果が期待できないのではないかと感じます。ですから、チラシですとか動画だとかをもっと、という話もあるのかもしれませんが、そういったことはかなり物量を増やさないと効果が得られないと思います。

あともう一つ、恐らく今まで、特に行政の方は法定後見と比べると任意後見というのは

私人間の私的な契約ということで、ちょっと一步、引ききみと申しますか、そういった姿勢にどうしてもなりがちだったのですが、こういった調査の結果を見ると、そういう姿勢でいいのかという疑問が出てくるところもあります。

ここは難しいところなのですけれども、今後、自治体がもっと積極的に任意後見制度に関与できるようにしていかないと、任意後見制度が予定したとおり使われないのではないかという強い危惧があります。

ということを考えますと、今までこの専門家会議の議論でも運用改善として何ができるのかということを中心に考えてきたのですけれども、恐らくこれは運用改善ということだけでは十分ではない。基本計画にも書き込まれていますけれども、制度の見直しということも視野に入れなければならないと思います。

そうすると、任意後見制度の在り方については、これまで必ずしも議論が十分にされているという状況ではありませんから、早急に制度の見直しの方向性についての詳細な議論を進めることが必要なのではないかという感想を持ちました。

以上です。

○大森委員長 それは、御意見として伺っておけばいいですね。

○西川委員 はい。

○大森委員長 ありがとうございます。

星野さん、どうぞ。

○星野委員 ありがとうございます。日本社会福祉士会の星野です。

私のほうからは、ぜひ第二期基本計画を実現して行ってこれから様々なことがなされていくことを踏まえて発言したいと思います。

昨年、第11回の専門家会議で日本社会福祉士会として意見を出し、基本計画の中にも幾つか取り入れていただいてありがとうございました。

そこでまず申し上げていたのが、中核機関の法制化ということです。何らかの法に基づく機関として、きちんと規定をするということが求められていく大事なことかと思っております。それは、これまでもお話が出ていましたとおりに予算づけの問題であるとか、その人材をどうするかというところにもつながることかと思っております。

私が東京都の幾つか中核機関に関わりながら様々な検討をしている中で、もう成年後見制度ありきではない中の様々な支援方針を検討していく、あるいは簡単に後見類型と考えるのではなく、保佐類型もしくは補助類型もどうなんだろうということも検討がすごく進んできているという実感をしています。それは今日の最高裁判所からの御報告にもありました、保佐、補助が増えているという御報告からもそのとおりだと思っております。

そのようなことができる、なぜできていくのかというところで考えますと、やはり中核機関の体制、それから専門職の関与の在り方というものも大きな影響があるかなと感じております。社会福祉士は様々な機関の中にいるわけなのですけれども、社会福祉士をその中核機関の中に位置づけるということも意見として出させていただいております。その意味で

は、中核機関の実態把握ということが重要かと思っております。どのような職員体制になっているか、あるいは地域の関係機関がどのように関わっているか、こういった実態が明らかになるような調査というものも必要になってくるのではないかと考えております。

社会福祉士会としましても、これからますます受任者だけではない地域の中のネットワーク、地域の中での様々な支援をしていくところの人材育成ということに取り組んでいく所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○大森委員長 御意見として伺っておけばいいですね。ありがとうございました。

次は、青木さんどうぞ。

○青木委員 ありがとうございます。

まず、この第二期計画を専門家会議の意見を取りまとめた上でここまで取りまとめたことにご感謝申し上げます。権利擁護支援全体に取り組む中で、成年後見制度はその一つの重要な手段であり、総合的な権利擁護制度こそが重要であるということをご大きな柱として進めていただけたことになったことにご大きな期待を寄せているところでございます。

その点で、まず今回は厚労省の取組の中で幾つかお願いを申し上げたいと思います。

1つは、18ページと19ページに成年後見制度利用支援事業及び市町村モデルに関する調査研究を実施いただけるということになっておりますけれども、成年後見制度利用支援事業につきましては先ほどからも御意見がありますが、実際の制度としてどのような対象範囲になっているかということと実態の大きな乖離ということもございます。

市長申立て以外にも適用がされるとか、生活保護以外にも適用がされると制度上はなっていますが、現場に行きますと実際にはそうならないという実情が多々あります。

極端な例では、虐待のために市長申立てをしたにもかかわらず、たまたま生活保護世帯ではないというだけで無報酬になってしまうという事案などもございます。

そういった意味で、この調査研究事業では、専門家会議で出ました様々な御意見も踏まえて、しっかりとした状況の把握の下での対応研究をお願いしたいと思っておりますし、専門家会議で出た各自治体等の御意見をしっかりと踏まえていただきたいと思っております。

市長申立てに関する検討につきましては、確かに3年の11月に事務連絡を出してはいただいているのですが、ここで特に親族調査のところにつきまして3つの目的というものをご新たに定められまして、戸籍調査、意向調査、利用意見調査というのがあるのですが、これが一体どういう目的で何のためにするかということが必ずしも従来の理解とは異なっているようなところもございまして、市町村の受け止めというのにやや戸惑いがあるところもございます。

例えば虐待調査をするにもかかわらず、そこにキーパーソンのための戸籍調査をするかのような記載もありまして、この辺りの解釈というのはしっかりと定めていくことも必要でありまして、こうしたことも踏まえてこの調査研究事業で各市町村が困らない活用という

ことを考えていただきたいと思っております。

また、今回、身近な司法による権利擁護支援の強化ということが基本的目標にも掲げられております。そういった意味で、都道府県がしっかりと専門職団体、我々とどのような形でコラボレートすることによって、小さな自治体や過疎地も含めて効果的な対応ができるかということについては我々自身も期待をしているところでございますので、様々な予算措置や手段も含めて検討をお願いできればと思っております。

次にすみません、もう一つだけ、法務省の関係でございますけれども、成年後見制度の在り方に関する調査研究が始まることは大変期待をしておりますが、この基本計画の7ページにありますように極めて広い範囲での検討ということが期待されております。

そういった意味では、今日御報告があった以外のものにつきましても網羅的あるいは創造的に検討していただくことを期待したいと思いますし、任意後見制度につきましても運用面あるいは制度面、様々な観点からの検証をお願いしたいと思っております。

以上、私からのお願いとさせていただきます。

○大森委員長 厚労省から何かこの段階でレスポンスはありますか。御意見として承っておけばいいですか。

どうもありがとうございました。

では、住田さんどうぞ。

○住田委員 ありがとうございます。

私からは、今後の推進に向けて2点意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず1点目、先ほどから皆さん意見があります成年後見制度利用支援事業についてです。今後の取組において市長申立ての適切な実施が進むにつれ、成年後見制度利用支援事業の増加が見込まれます。

しかし、助成を限定的にしか行っていない自治体があるということも、今の青木委員からの意見もありますようにそういった事実がありますので、市町村がしっかりとその要綱を見直し、予算措置ができるように、国におかれましては強く働きかけていただきたいと思っております。

この予算措置を含め、成年後見制度の根拠法は民法にあることを前提としつつ、これまでも、そしてこれからも成年後見、権利擁護の支援体制は法務省と厚労省が一緒につくっていくものと考えます。

今、報酬の助成は厚労省が行っています。ぜひ法務省も関わっていただき、何らかの予算措置を検討するなど、我が事としてこの制度についてさらなる熱量を持って取り組んでいただきたいと思っております。

また、第二期計画における運用改善には民事法律扶助についての記載がありますが、この点についてもどのように扶助が行われるのか、分かりやすい説明がワーキングでなされることを期待しております。

2点目に、市民後見の推進についてです。平成24年から事業を開始して10年になりますが、約2割の自治体しか取り組めておらず、今後、課題の分析や都道府県の支援に期待するところです。第二期計画では、より充実した市民後見の養成カリキュラムを見直す、とありますが、どのような内容の研究事業を予定しておられるのか、教えていただければと思います。

私どもセンターでも、平成27年から本事業の取組を進めていますが、課題の一つに広報があります。地域で活動する市民後見人が金融機関などの関係者から市民後見人って何ですか、などと言われ、説明に苦勞することが残念でならないという声を聞いています。

そこで1つお願いできたらと思うのですが、本日の資料2-2の法務省の資料にありましたこちらのリーフレットですね。スライド5枚目にある御案内のあるこの法務省の作成のパンフレットの内容に、成年後見人等にはどのような人が選ばれるのでしょうかという問いがあります。

回答について、専門職以外にも市民後見人というワードを加えていただき、注釈をつけて市民後見人の説明をしていただければ、正しい理解の広報につながると思います。このパンフレットは全国で広く活用されていますので、次回の増刷時に御検討いただけたらと思います。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。法務省関係の御質問というか、御希望が出ましたので、最初にオンライン参加されています司法法制部の本田室長がおいでになりますか。

○法務省本田総合法律支援推進室長 司法法制部の本田でございます。ありがとうございます。

民事法律扶助制度についての御説明をというようなお話がございました。前回の専門家会議では、きちんとした形で御説明というような形ではなく、質疑対応という形がございました。もし機会をいただけるのであれば、そもそも法律扶助制度というのはどのようなものか、また、どのような形で適切に利用いただけるのかというところをぜひ御説明させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○法務省堂蘭大臣官房審議官 法務省民事局の堂蘭でございます。

まず、報酬につきましては、法務省は民事基本法を所管しているということで、民法の中に成年後見制度があることからこの問題に関わっておりますが、後見人等の報酬を一般的に助成するということになると、いわば福祉的な観点から行われるものということになるかと思えます。そのような福祉的観点から行う助成ということになると、法務省の所管外というところになりますので、そこは御理解をいただければと思います。もちろん法務省としてもこの問題が非常に重要であるということは理解しておりますので、厚生労働省などと連携をしながら必要な協力をしてまいりたいと考えているところでございます。

それから、リーフレットの点につきましては、次回改訂する際に検討させていただけれ

ばと考えているところでございます。

以上です。

○大森委員長 法務省というところは、厚労省がやっているような福祉サービスに対する補助金を出すという枠組みはないんですか。やらないものなんですか。

○法務省堂蘭大臣官房審議官 そうですね。少なくとも法務省民事局は民事基本法制を所管している立場でこの問題に関わっておりますので、そういった給付行政的なものは行っていないということになります。

○大森委員長 住田さん、せっかくの御発言ですけれども、そういうことだそうですが、なお、可能性がないかと御質問しませんか。

○住田委員 前提にやはり成年後見制度が民法の枠組みで、現場でこの成年後見制度を使って福祉的な支援をしています。一つずつ社会福祉法に当てはめられるわけではないので、地域連携ネットワークの中で厚労省がいろいろ予算措置をしながらつくっているわけです。

これから後見人が増えていく中で今の報酬助成の問題というのはとても大きいことですので、何らかの方策がないかということを検討していただけたらと思いました。

○大森委員長 ありがとうございます。

まだございますか。老健局から御発言ありますか。

○菱谷認知症総合戦略企画官 今、市民後見人の養成研修のカリキュラムの見直しをどう進めていくのかという御質問がありました。

詳細についてはこれからですけれども、意思決定支援であるとか、身上保護の内容を含めていたりとか、あるいは市民後見人養成研修を修了して、地域において権利擁護の支援をしている人の活躍を推進するための方策であるとか、こういったことを盛り込んで議論してまいりたいと思います。

また、御意見伺いながら検討してまいりたいと思います。

○大森委員長 ありがとうございます。

4時をちょっと過ぎていますのでこれで閉めたいと思うのですけれども、久保さんから御発言ありますか。それでは、短めにお願いしましょう。

○久保委員 すみません。意見というよりも、ちょっと期待を込めて一言と思いました。

私どもの会員はこの対象者になる方が大変多くおりますので、その意味で障害者の権利条約が、国連の審査が今年度中に行われますので、その中で成年後見の話もきっと出てくるのだろうと思っております。

それで、この専門家会議の本会議で取り扱う検討項目としまして、第二期の計画の期間5か年を通じてその検討が進められる法改正事項が示されておりますので、大変そこには期待をしているところでございます。法改正事項の議論につきましては現状や先例にとらわれることなく、多くの対象者が成年後見を使ってみようと思えるような、そんな取りまとめにさせていただけることを強く期待をし、希望するところでございます。

以上でございます。失礼しました。

○大森委員長 ありがとうございます。

皆様方の熱意が次の改善改革等に多分、資していかれるのではないかと考えていますので、今後ともよろしく願いいたします。舞台はひとまずワーキング・グループのほうに移りますので、そこで充実した議論を展開していただければと考えております。

本日は、以上でございます。事務局からお願いします。

○松崎成年後見制度利用促進室長 事務局です。

本日の議事録は、速記が起きてきた後に委員の皆様それぞれに御確認いただきましてホームページに掲載いたします。よろしく願いいたします。

○大森委員長 本日は、以上でございます。

長時間ありがとうございます。